令和８年度　コミュニティ施設改修事業助成金の概要及び留意事項

公益財団法人静岡県市町村振興協会

１　趣　旨（要領第１）

コミュニティ活動及びその基盤整備の推進を図るため、コミュニティ施設改修事業を実施するコミュニティ団体へ当該事業に要する経費の補助をする市町に対し、予算の範囲内において助成金を交付するもの。

２　用語の定義（要領第２）

用語の定義は次のとおりとする。特に、⑴及び⑶は、コミュニティ活動推進事業（県事業の補完事業）と同様の定義とする。

⑴ コミュニティ施設　　コミュニティ組織のコミュニティ活動の拠点となる集会機能を持つ地区集会所のこと

⑵ コミュニティ施設改修事業　　コミュニティ施設のユニバーサルデザイン化、耐震化又はオンライン環境の整備を目的とした改修事業のこと

⑶ コミュニティ組織　　町内会、自治会等、市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のこと

３　助成対象事業（要領第３）

⑴ 助成対象事業は、コミュニティ団体が実施するコミュニティ施設改修事業の経費に対する市町の補助事業とする。

＜対象事業及び対象経費の例＞

●耐震化

・筋交いの設置、接合部金物の取付け、基礎の補強、外壁の軽量化等耐震補強工事全般

●ユニバーサルデザイン化

・段差の解消

・点字ブロックの設置

・手摺りの設置

・多目的トイレの設置

●オンライン環境の整備

オンライン環境を整備するための機器等の導入に係る経費を対象とする。

・パソコンやタブレット等の端末購入費用

・ＷＥＢカメラやマイク、スピーカー等購入費用

・インターネット接続工事に係る費用

・Wi-Fi 環境の整備に係る費用

※機器等の更新を目的とした上記費用は対象外。

＜対象外となる経費の例＞

●耐震化

・耐震診断費用

・耐震設計費用

●ユニバーサルデザイン化

・設計費用

・トイレの洋式化のみの工事

●オンライン環境の整備

・インターネット通信費

・定額制アプリケーションの使用料

・保守費用

・ウイルス対策に係る費用

・ソフトウェアや機器の更新に係る費用

・記録媒体の購入に係る費用

＜リース契約の取扱い＞

オンライン環境の整備に係る事業をリース契約により実施する場合は、契約満了後に物権の所有権がコミュニティ組織に移転するもの又は、導入の際に行うものに限り対象とし、更新によるリース契約は対象外とする。

リース契約の場合における助成対象事業費は、設置工事費や本体費用など直接的に機器の導入に要する経費のみとし、リース会社に支払う手数料等は助成対象外とする。この場合、直接的に機器の導入に要する経費と手数料等の内訳が分かる書類及びリース契約における当該年度該当分が分かる書類を申請書に添付すること。

４　助成金額及び率（要領第３）

(1) １市町あたりの助成額

210 万円を限度とし、件数は問わない。ただし、オンライン環境整備事業に係る助成限度額は 210 万円中 20 万円までとする。

(2) 助成率

コミュニティ組織がこの事業に要する経費の 1/3 又は市町補助額の 1/2 のいずれか低い額

５　助成金の交付申請（要領第４）

(1) 事業を行う市町は､事業着手の概ね２週間前又は 12 月 31 日のいずれか早い日までに、理事長あて助成金交付申請を行う。なお、事業着手が５月末以前となる場合には、事業実施の前年度の３月中に申請を行うことができる。申請書の提出が期限までに間に合わない場合は、事前に協会に報告し、その指示を受けること。

⑵　この事業でいう「事業着手」とは、市町のコミュニティ組織に対する補助金の交付決定をいう。

⑶　ユニバーサルデザイン化にあっては、改修する施設の構造等を考慮したうえで、できるだけ静岡県福祉のまちづくり条例に配慮した改修とすること。

⑷　耐震化にあっては、事業採択の基準を満たすことを証明する耐震診断の結果の写し及び施行後の耐震係数を証明する書類の写しを必ず添付すること。

⑸　要領第４の⑴のエの㈎に規定する「その他事業計画を説明するために必要となる書類等」は、次のものをいう。

①　市町のコミュニティ施設改修事業補助金交付要綱の写し

②　当該コミュニティ組織の規約、会則等の写し

６　変更の承認申請（要領第６）

助成金の交付決定後、要領第５の⑴のいずれかに該当するときは、所定の様式により変更の承認申請を行うこと。なお、交付決定額が助成金交付にあたっての上限額となるため要領第５の⑴のいずれにも該当しない場合であっても、助成金額の増額を希望する場合はその金額の多寡に関わらず、変更の承認申請を行うこと。

７　実績の報告（要領第７）

⑴　事業が完了した市町は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は助成金の交付決定のあった日の属する事業年度の翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、理事長あて実績報告を行う。

⑵　この事業でいう「事業完了」とは、コミュニティ組織が提出した実績報告書等を審査し、適正に完了したと認めたときをいう。

８　助成金の請求（要領第８）

助成金の交付確定を受けた市町は、受領後 10 日以内に、理事長あて助成金交付請求書を提出する。